

野迫川村管理構想



令和7年3月

目次

序章.....	1
1. 策定の背景.....	2
2. 策定の目的.....	2
3. 本構想の位置づけ.....	3
4. 計画期間.....	3
5. 計画の構成.....	4
6. 対象区域.....	4
第1章 村土の利用・管理に係る現状と将来予測	5
1. 村土の概況.....	6
(1)立地.....	6
(2)地形.....	7
(3)気象.....	8
(4)人口.....	8
(5)産業.....	9
2. 土地の利用・管理に係る現状	10
(1)森林.....	10
(2)集落等	14
(3)災害リスク	21
(4)地域資源	22
3. 将来予測及び対応すべき課題.....	24
(1)SWOT 分析による課題整理	24
(2)土地の管理水準の低下による悪影響の整理.....	25
第2章 村土の利用・管理に関する基本構想	27
1. 村土の利用・管理のあり方	28
(1)基本理念.....	28
(2)基本目標	28
2. 村土の利用・管理の方針.....	30
(1)森林.....	30
(2)農地を含む集落等	34

第3章 野迫川村管理構想図	37
1. 管理構想図とは.....	38
2. 区域設定の考え方	38
(1)森林の区域設定.....	39
(2)集落等の区域設定	41
3. 野迫川村管理構想図.....	43
第4章 構想の実現に向けて	45
1. 構想の評価と見直し.....	46
2. 推進体制.....	46
(1)国・県及び近隣市町との連携	46
(2)新たな形態による管理・運営組織の構築と活動の推進.....	46

序章

1. 策定の背景

少子高齢化・人口減少の急速な進行、ライフスタイルの変化、気候変動や全国各地における大規模な自然災害の発生をはじめ、社会・経済情勢は大きく変化している。

村内においては、財政状況が極めて厳しい中で、急速に進む人口減少への対応や、基幹産業である林業をはじめとする産業の維持などが大きな課題となっており、村土の大半を占める森林の管理にこれまでと同様の労力や費用を投下していくことが困難になりつつある。

優先的に維持したい土地の明確化や、従来どおりの管理ができなくなる土地の管理方法の転換等、人口減少を見据えた土地の利用・管理のあり方を考えていくこと、また、担い手である住民、事業者、団体、行政等が同じ認識を共有して村土の利用・管理を進めるために、互いにビジョンを共有していくことが求められている。

2. 策定の目的

野迫川村管理構想は、人口や土地の管理状況等についての現状把握と将来予測を行い、目指すべき将来像と土地の管理のあり方を示すとともに、これを管理構想図として地図上に見える化を図るものである。

その策定プロセスも含め、策定することで以下のような効果が期待される。

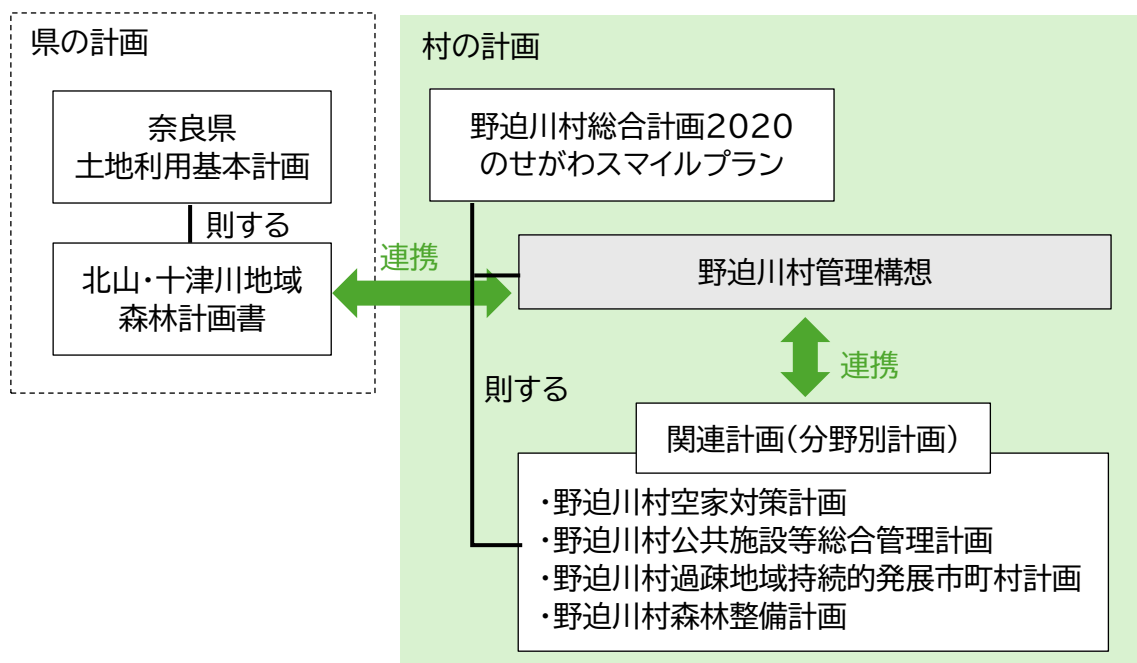
- 地域の現状を把握し、計画的に人口減少・高齢化に対応した地域の将来像を考える機会となる。
- 関係部局間で、集落の現状や課題、地域資源を見つめ直す機会となり、目指すべき将来像や取組の方向性を明確化・共有されることで、限られた財源や人材を前提とした施策の優先順位の明示や、施策間の連携と協力を進めることができる。
- 地域住民の生活の場である地域と、生活と一体である土地の利用・管理をどのようにしていくかということについて検討し、地図上に「見える化」することで、関係者間での調整・合意形成を行う機会となり、現場での効果的な取組が可能になる。

3. 本構想の位置づけ

本構想は、国土の管理構想(国土交通省、令和3年6月策定)に基づいて野迫川村で定める市町村管理構想である。

村の最上位計画である「野迫川村総合計画 2020(のせがわスマイルプラン)」に則するとともに、奈良県や村の他の関連計画とも連携・整合を図る。

<野迫川村管理構想の位置づけ>



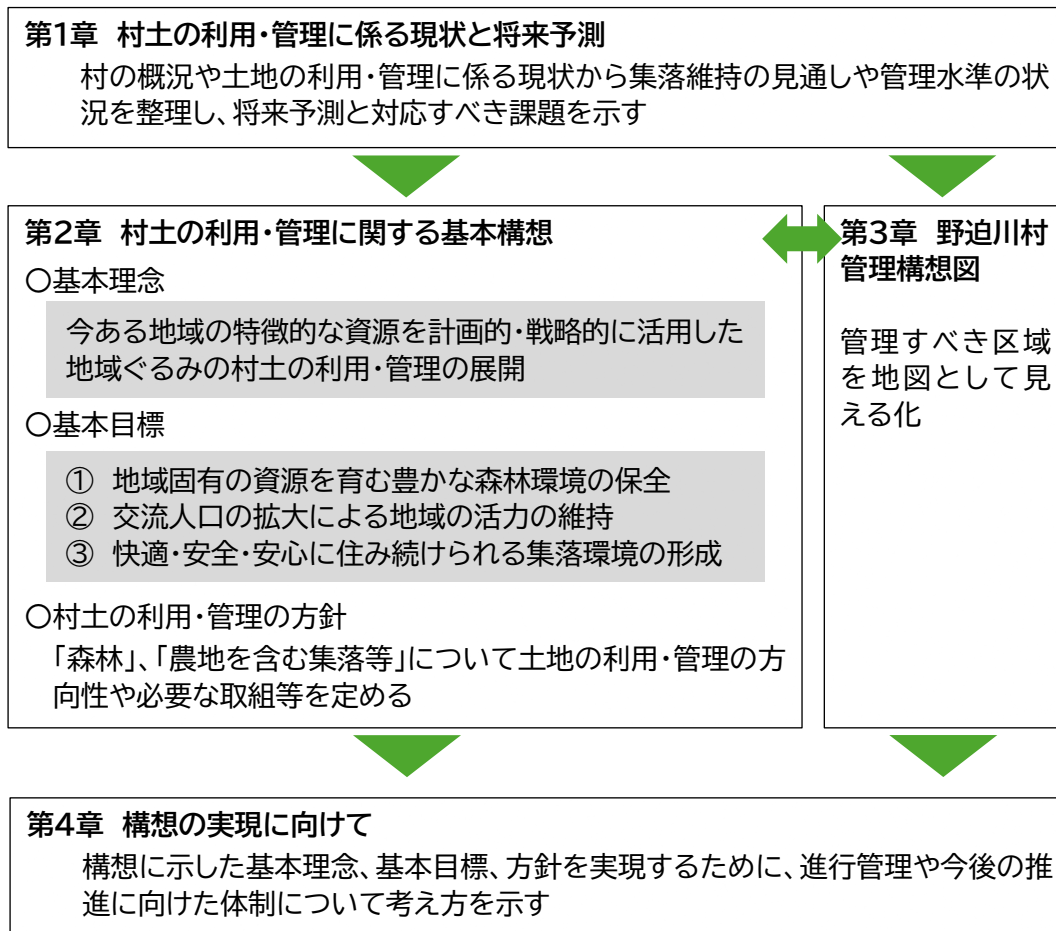
4. 計画期間

概ね5～10年を計画期間とする。

5. 計画の構成

本構想の構成を以下に示す。

<計画の構成>



6. 対象区域

行政区域全域を対象とする。

第1章 村土の利用・管理に係る現状と将来予測

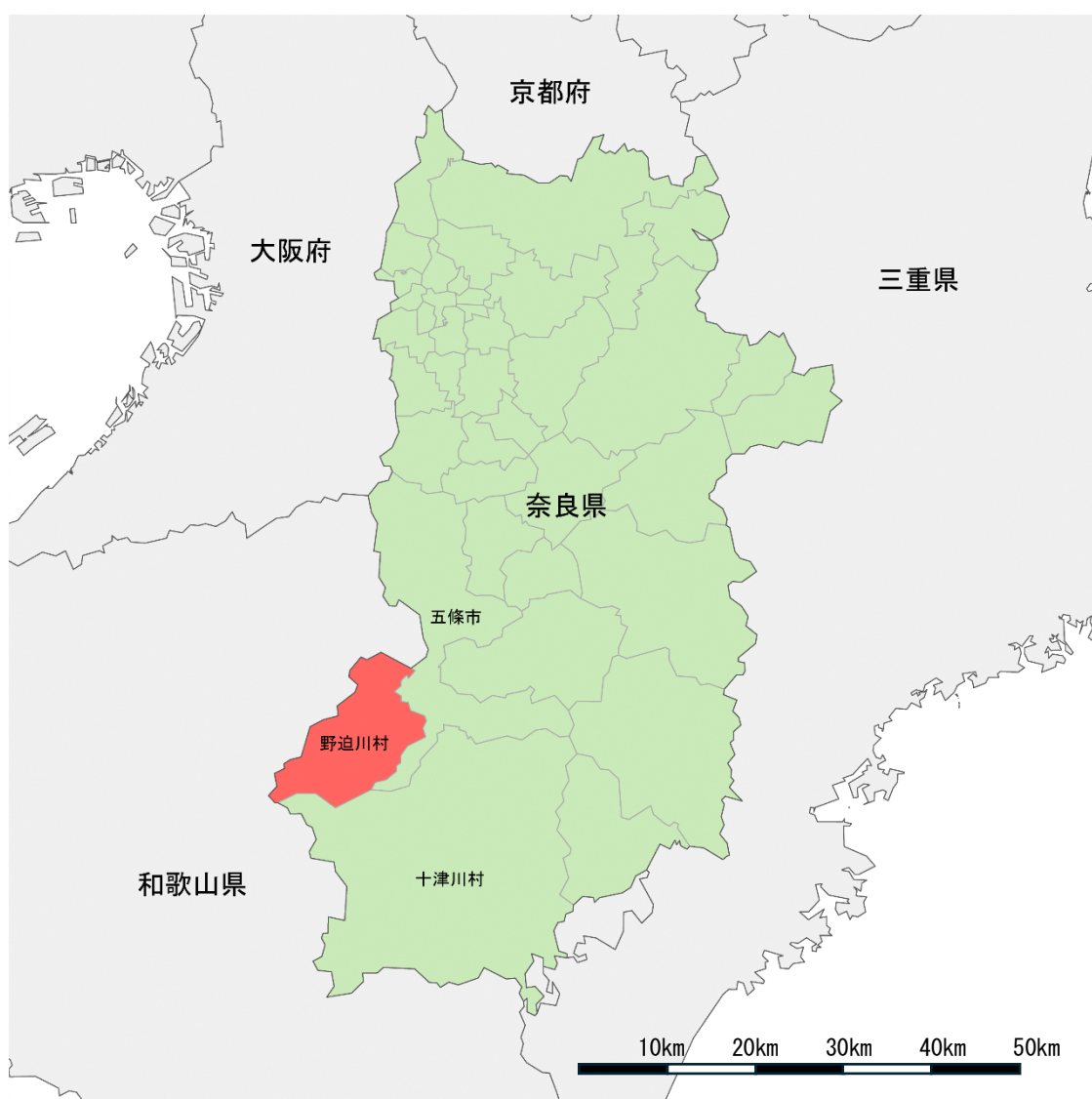
1. 村土の概況

(1)立地

本村は、奈良県の西南部、和歌山県との県境に位置し、東は五條市、南は十津川村、西から北は和歌山県に接している。

東西約 10km、南北約 20km の広がりを持ち、総面積は 154.90 ㎢である。

<野迫川村の位置図>

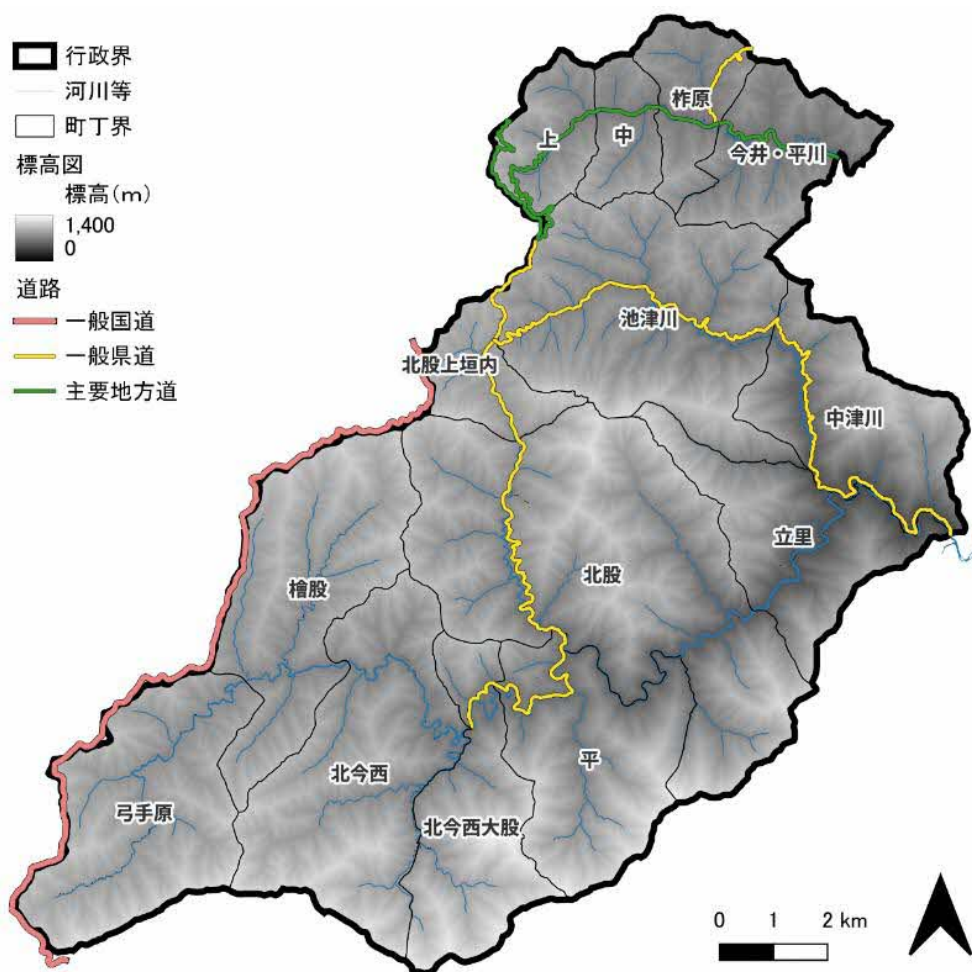


(2)地形

本村は紀伊山脈の北斜面にあり、標高が高く、山岳が90%以上を占める。山々に囲まれた急峻な地形である。

総面積 154.90 km²のうち、林野面積が 152.26 km²で約 97%と区域のほとんどを森林等が占めている。また、可住地面積は 2.64 km²と約 1.7%のみである。

<地形図>



(出典)国土地理院地図、奈良県資料

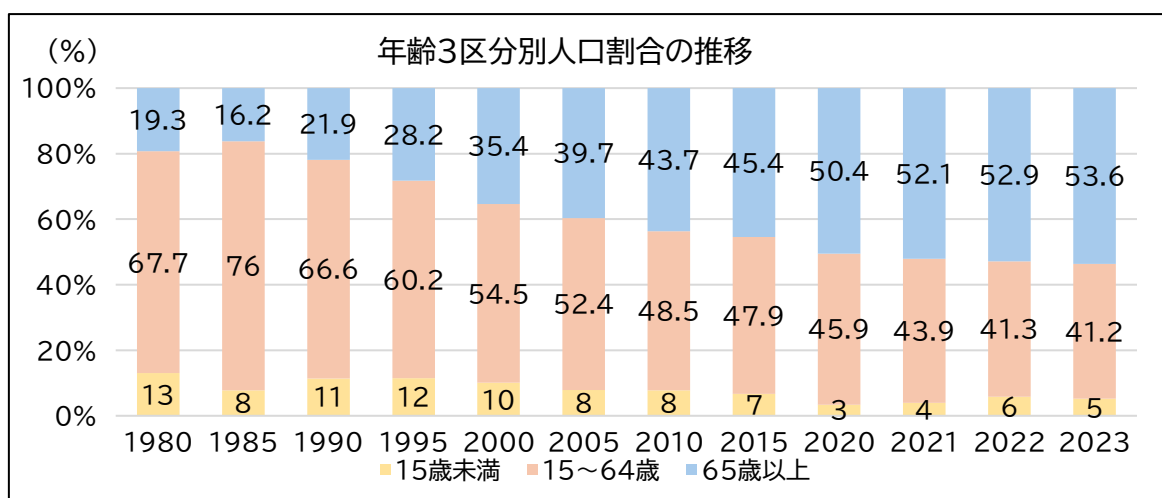
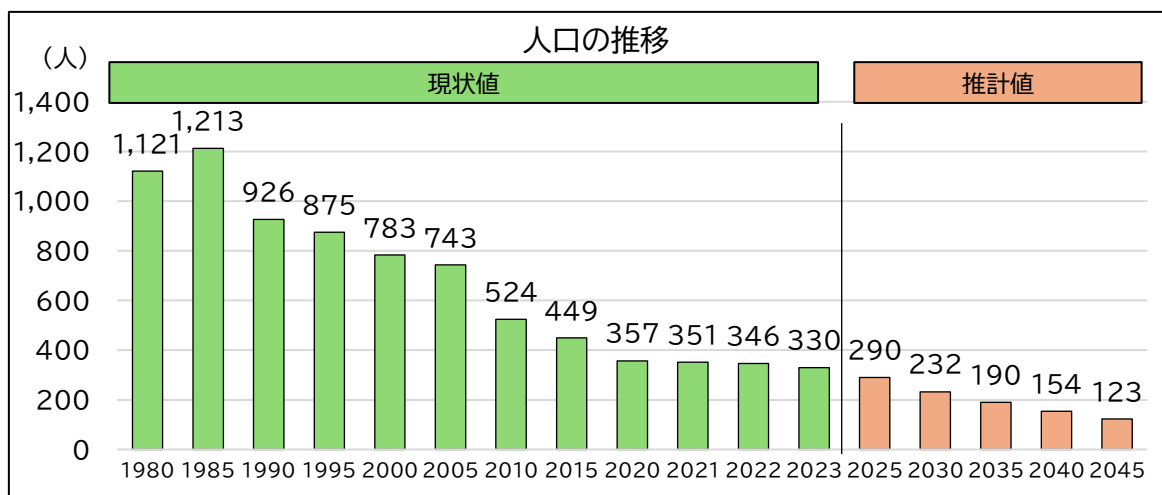
(3)気象

気候は、標高が高いため、夏は冷涼、冬季は寒冷で多湿である。寒冷積雪地帯に属し、11月下旬から多量の降雪があり、3月下旬頃まで残雪がある。年間平均降水量は2,400mmである。気候区分では温暖湿潤気候に属する。

(4)人口

村全体では1985年の1,213人をピークに減少に転じており、2023年には330人と1985年からのおよそ40年で7割以上減少している。2045年には123人と現在から6割以上の減少が推計されている。

高齢者人口割合は1985年以降一貫して増加し続けており、2020年時点で50%を超えている。

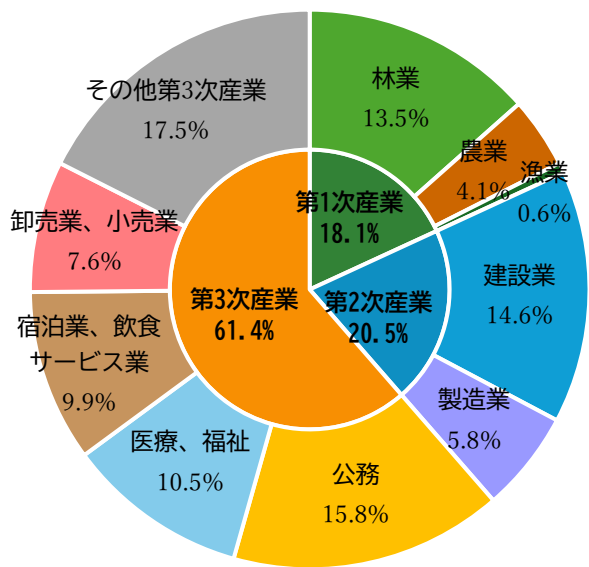


(出典)住民基本台帳(各年3月31日現在)、国勢調査、日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)

(5)産業

令和 2 年の産業別の就業者割合は、第 3 次産業、第 2 次産業、第 1 次産業の順に多くなっている。公務を除くと、建設業(14.6%)と林業(13.5%)の割合が高く、主要な産業となっている。

<産業別就業者割合>



産業		人数	割合
第1次産業	林業	23	13.45%
	農業	7	4.09%
	漁業	1	0.58%
第2次産業	建設業	25	14.62%
	製造業	10	5.85%
第3次産業	公務	27	15.79%
	医療、福祉	18	10.53%
	宿泊業、飲食サービス業	17	9.94%
	卸売業、小売業	13	7.60%
	その他第 3 次産業	30	17.54%
合計		171	100%

(出典)国勢調査(令和 2 年)

2. 土地の利用・管理に係る現状

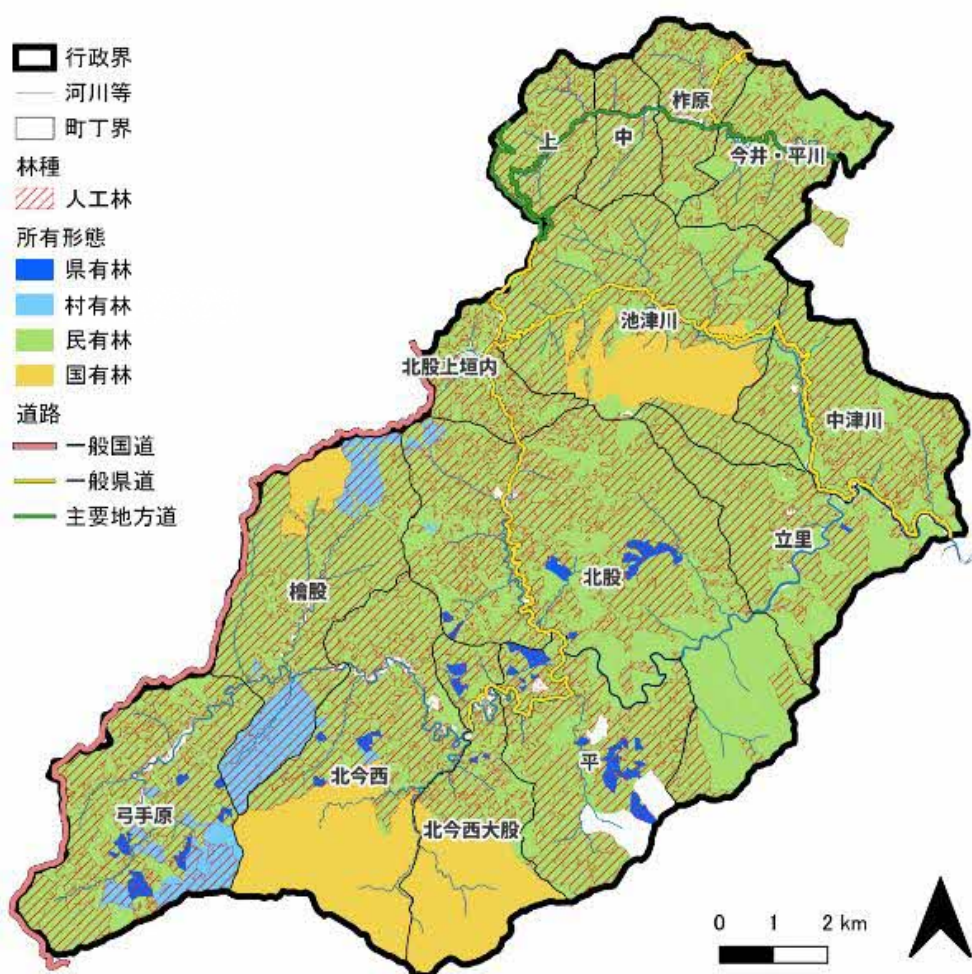
(1) 森林

① 森林分布

森林面積は約 1.5 万 ha と区域面積の 97% を占める。そのうち国有林は 1,925ha で約 13% (荒神山、桧股、伯母子)、民有林は 13,159ha で約 87% となっている。

集落別に見ると、今井・平川、柞原、中、上は、民有林のうち個人所有の割合が区域のほとんどを占めている。一方で、中津川、立里、北股上垣内、北股は民有林のうち、会社・法人所有の割合が区域の半分程度を占めている。

< 森林の所有形態 >



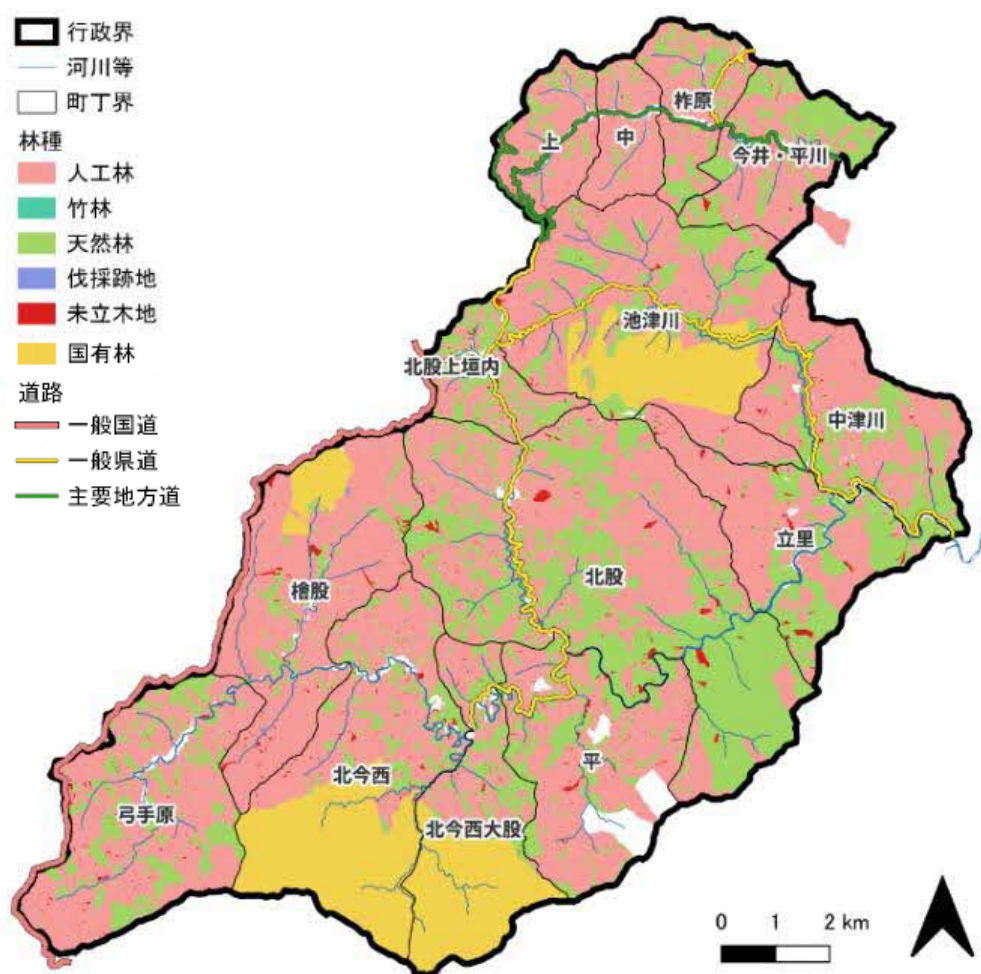
(出典) 森林簿データ(2020 年、奈良県)、奈良県資料

林種については、森林計画対象民有林のうち、人工林が全体の 67.1%を占めている。集落別では、人工林の割合が 70%や 80%を超える地区が多く見られ、特に中(91.3%)、檜股(89.6%)で人工林の割合が高い。

一方で、北今西大股、北股は 50%未満と比較的、人工林の割合が低く、2地区は会社所有林がおよそ半分を占める地区である。

森林計画対象民有林のうち県有林・市町村有林は人工林割合が 89.0%、その他の民有林は 65.9%となっている。

<森林の林種>



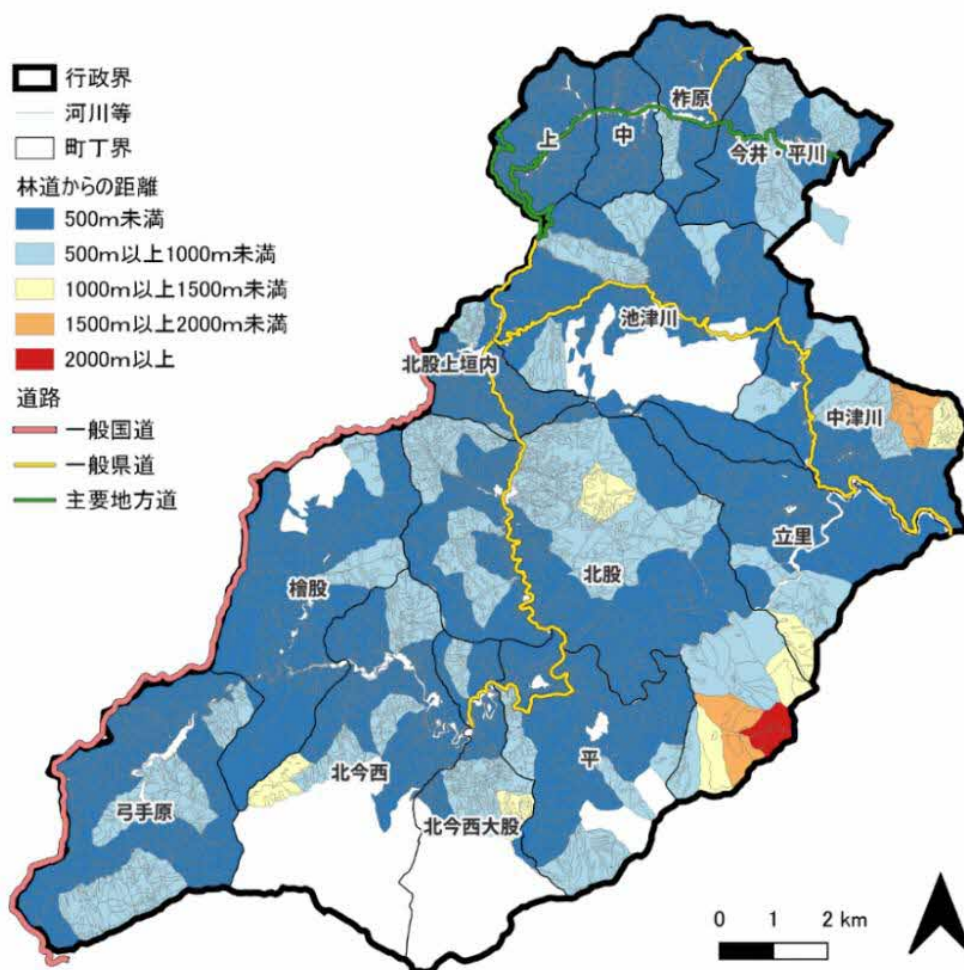
(出典)森林簿データ(2020 年、奈良県)、奈良県資料

②林業・担い手

本村は、総面積の 8 割以上を山林が占め、古くから林業を基幹産業として発展してきた。森林の施業・管理の担い手となる組織等は、野迫川村森林組合、有限会社津田林業と、森林の巡視等の業務を担う奈良県職員による奈良県フォレスターがある。

林業を支える林道網は 95,139m である。林道密度は 7.2m/ha であり、全国平均の 4.9m/ha、奈良県平均の 3.1m/ha と比較すると高い。しかし、村内には林道から 500m 以上離れる森林も散見され、林業経営上一つの課題になっており、開設事業を実施して林道網の整備を図っている。

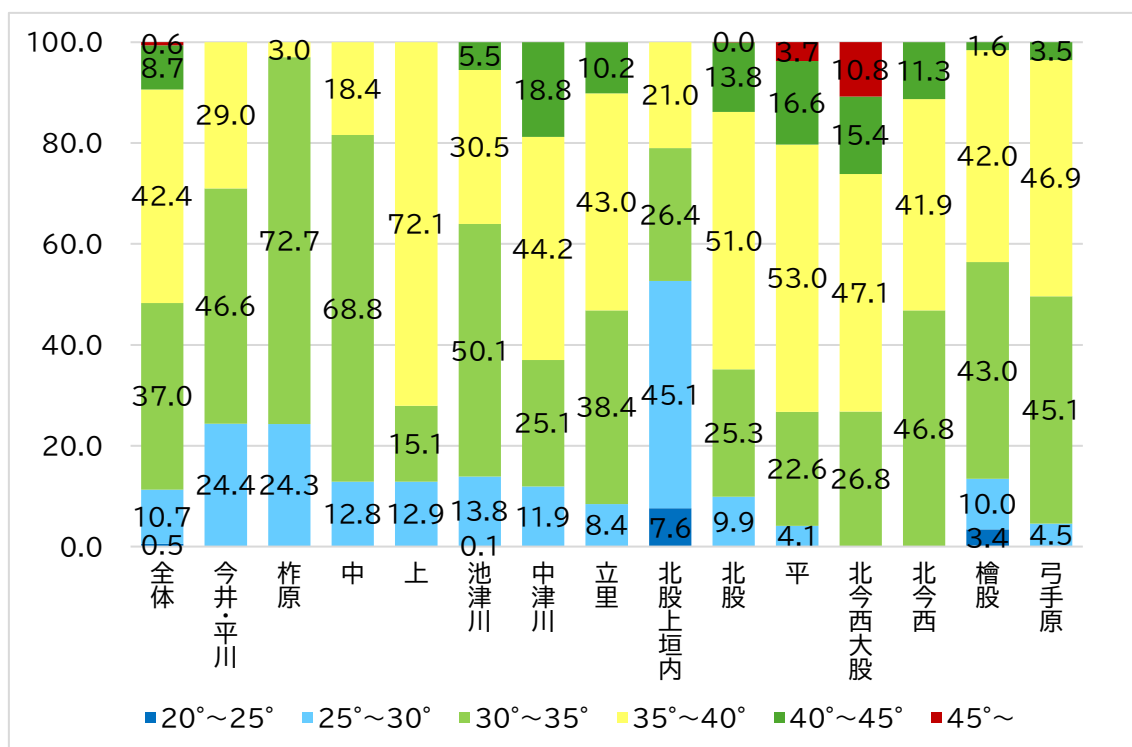
<林道からの距離>



(出典)森林簿データ(2020 年、奈良県)、奈良県資料

また、傾斜別に森林計画対象民有林面積を見ると、全ての林班が20°以上となっている。さらに、半数以上が35°以上である。集落別に見ると、上、中津川、北股、平、大股は比較的傾斜の高い森林の面積割合が大きくなっている。

<傾斜別森林面積割合>



(出典)森林簿データ(2020年、奈良県)

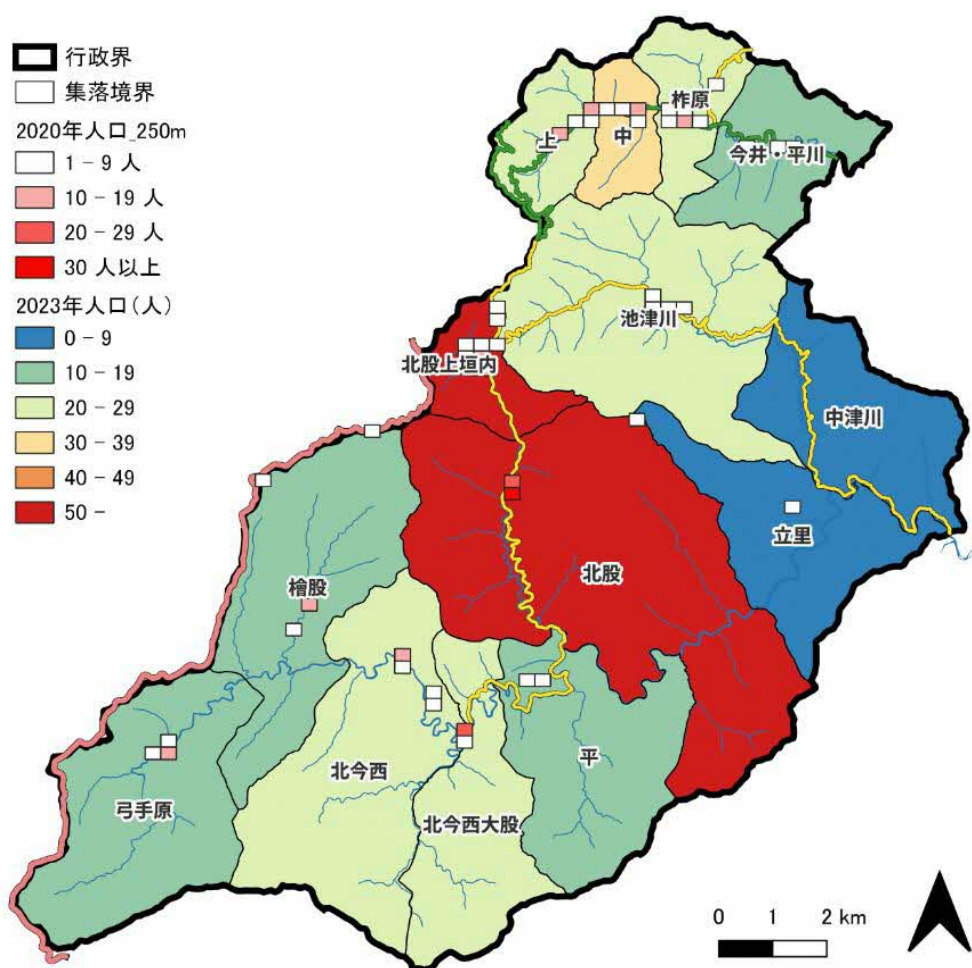
(2)集落等

①人口・世帯

集落別に人口分布を見ると、北股、北股上垣内は 50 人以上と比較的多く、次いで中が 32 人、その他の地区は 30 人以下となっており、立里は 3 人、中津川は無人である。

集落別の人口動向では、全ての集落において平成26年から令和5年の 10 年間で人口が減少している。

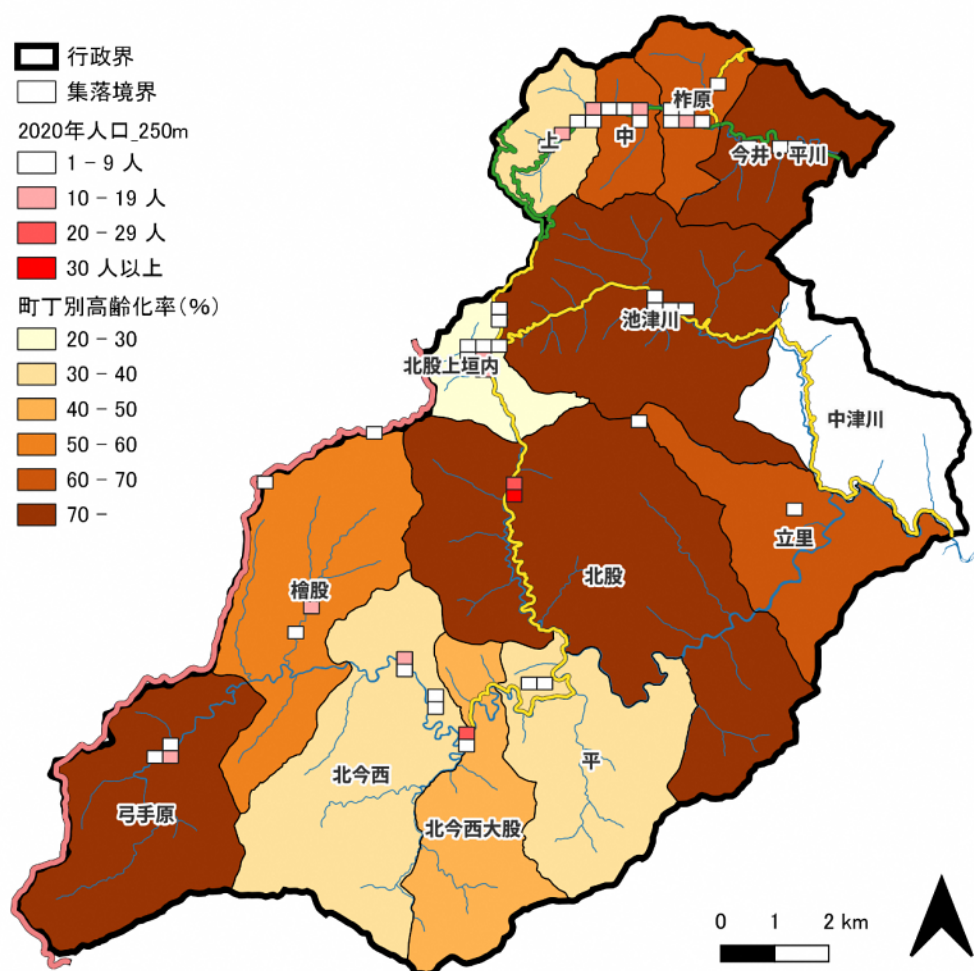
<集落別人口分布(2023 年)>



(出典)住民基本台帳(2023 年3月 31 日現在)、国勢調査メッシュ人口(2020 年)

高齢人口割合は全ての集落で 20%を超えており、特に今井・平川、池津川、北股、弓手原は 70%超と高齢化が進んでいる。

<集落別高齢化率(2023 年)>



(出典)住民基本台帳(2023 年3月 31 日現在)、国勢調査メッシュ人口(2020 年)

<集落別人口推移及び高齢化率>

集落名		人口	増減数 (H26-R5)	R5高齢化率
今井・平川	H26	 30	-12	72.2%
	R5	 18		
柞原	H26	 34	-6	64.3%
	R5	 28		
中	H26	 41	-9	62.5%
	R5	 32		
上	H26	 54	-27	37.0%
	R5	 27		
池津川	H26	 28	-8	75.0%
	R5	 20		
中津川	H26	0	0	—
	R5	0		
立里	H26	 6	-3	66.7%
	R5	 3		
上垣内	H26	 92	-32	28.3%
	R5	 60		
北股	H26	 72	-19	71.7%
	R5	 53		
平	H26	 12	1	38.5%
	R5	 13		
大股	H26	 46	-20	46.2%
	R5	 26		
北今西	H26	 23	-3	35.0%
	R5	 20		
檜股	H26	 17	-3	57.1%
	R5	 14		
弓手原	H26	 25	-9	75.0%
	R5	 16		

(出典)住民基本台帳人口(各年3月末日時点)

②空き家

平成 28 年時点の現地調査結果では、村の全建物 816 棟のうち空き家は 142 棟であった。住宅に限定すると人家(住宅と空家の合計)は 397 棟であり、その内 142 棟が空き家であることから、空き家率は 35.8%となっている。また、集落別に見ると今井・平川、立里、平、北今宮では空き家率が 60%を超えている。

空き家の老朽度は損傷のない空き家が 46.5%(66 棟)、小規模な修繕が必要な空き家が 29.6%(42 棟)、1 か所以上の大きな修繕が必要な空き家が 13.4%(19 棟)、崩壊の危険がある空き家が 10.6%(15 棟)である。

<空き家の状況>

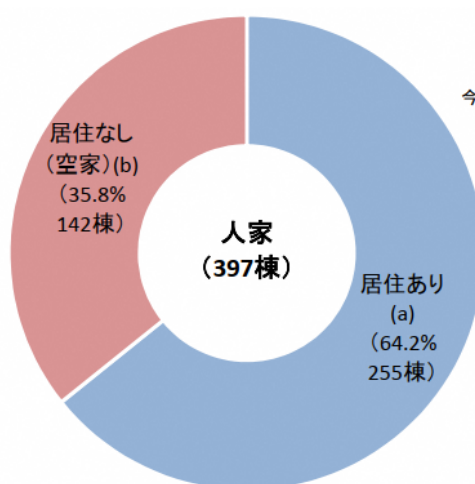


図 空き家率

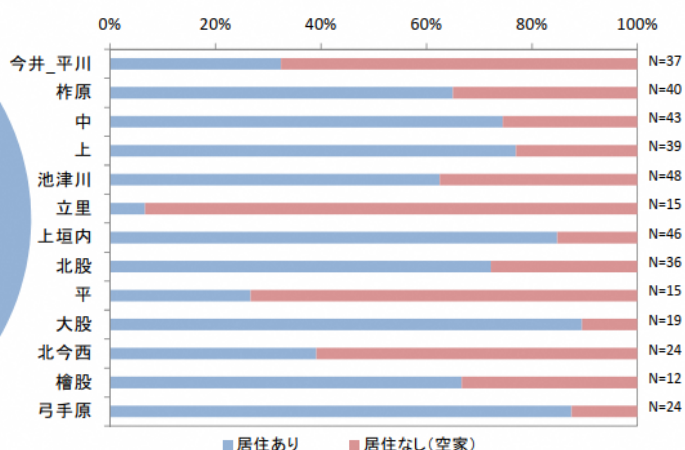


図 空き家率 (地区別)

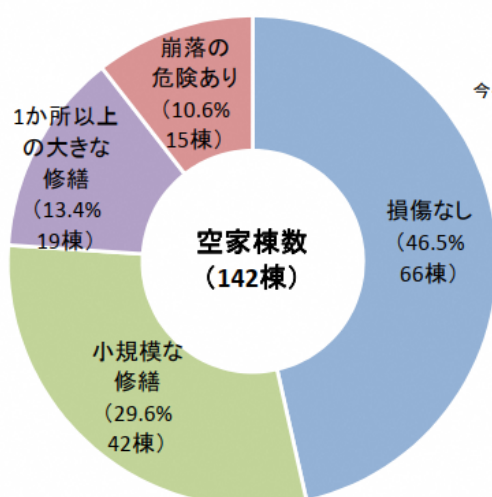


図 空家の老朽度

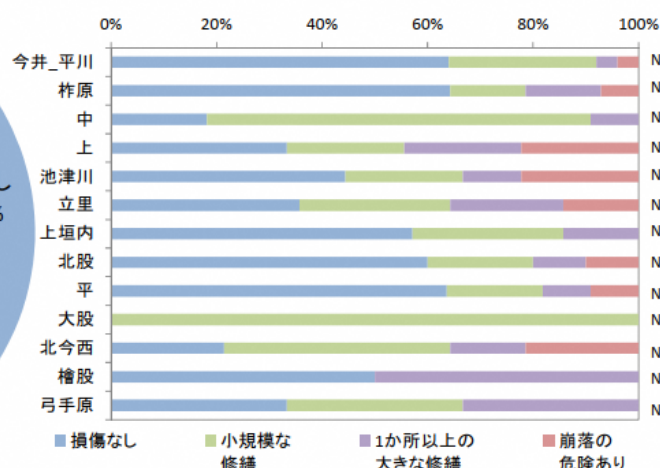


図 空家の老朽度 (地区別)

(出典)野迫川村空き家実態調査結果報告書(平成 29 年 3 月)

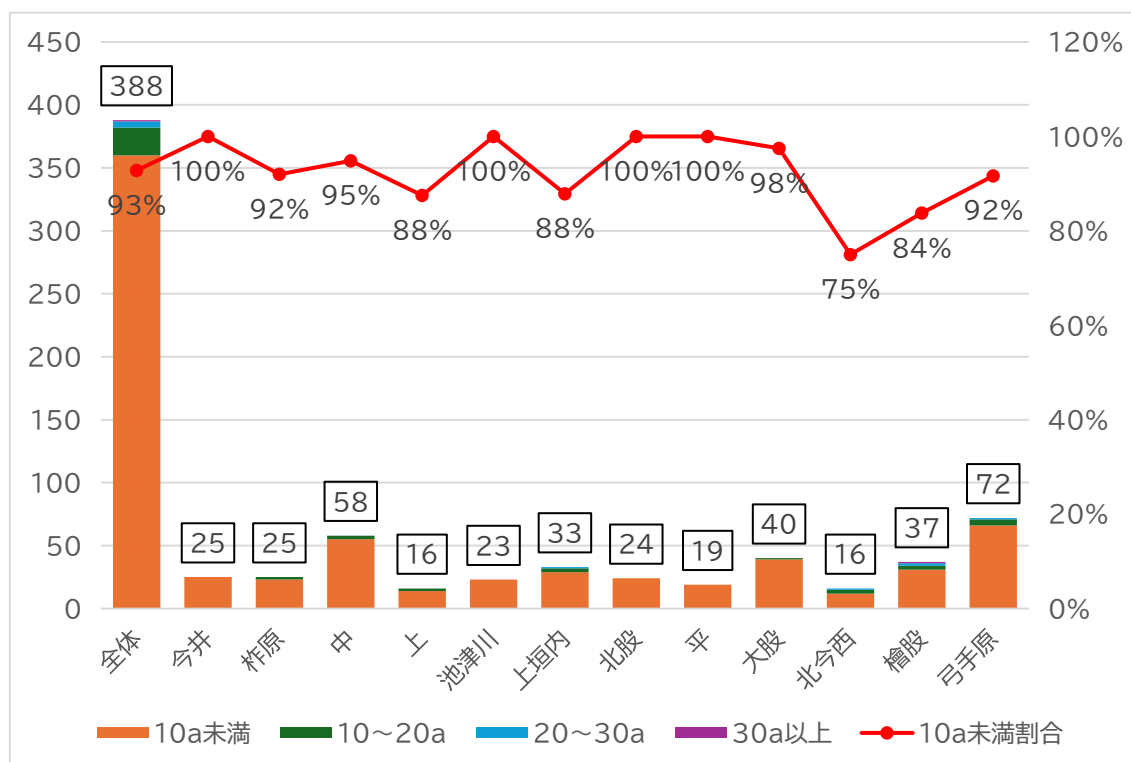
③農地

耕地面積は約 16ha(田 6ha、畑 10ha)と区域面積に占める割合は 0.1%とわずかである。農地筆の面積別区画数を見ると、10a 未満の小規模の農地が多い。

農家数は 13 戸、うち 12 戸が自給的農家である。専業農家はないが、ハウレンソウ・ワサビ等、村の特性である夏場の冷涼な気候を活用した、高付加価値の農産物の栽培も進められている。

特産品の生産・加工・販売を行う一般社団法人「のせ川くれよん」によるコウヤマキの剪定・加工・販売を行う職員を募集するプロジェクトを立ち上げ、1名が新規に就農(令和6年12月現在)し、コウヤマキの栽培に従事している。

<面積別の農地分布>



(出典)農地の区画情報(筆ポリゴン)(農林水産省)

④インフラ

道路については、野迫川村をおおむね南北に縦断する県道(川津～高野線)、県道(高野～辻堂線)、林道(弓手原線)が主線で、北部は国道 168 号線に沿って五條市に達する。また県道(高野～天川線)を経て高野山に至る。南は弓手原から高野・龍神スカイラインにより和歌山県花園村、龍神村に通じている。

公共交通については、南海りんかんバスと野迫川村営バスが現在運行を行っている。

<道路網・バス路線網>



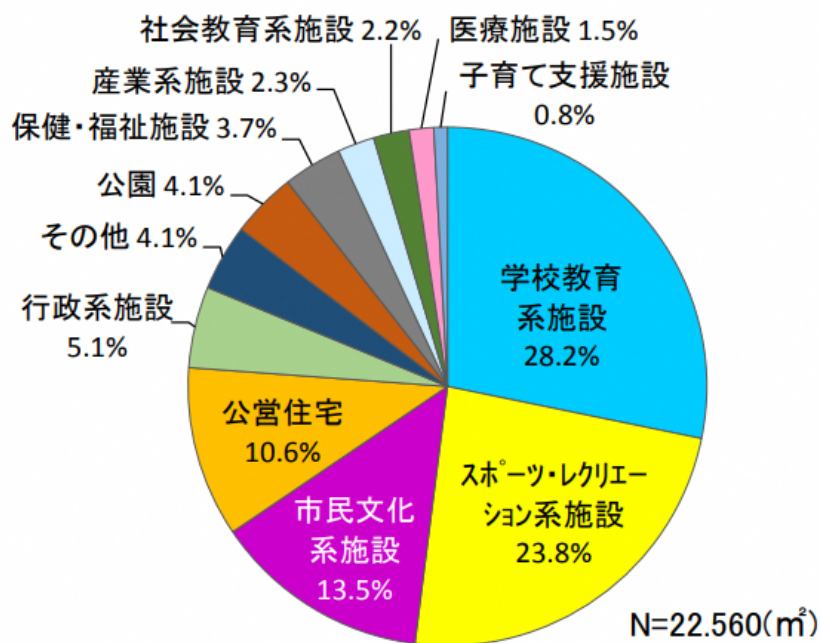
(出典)国土数値情報、奈良県資料

⑤都市機能

村内の行政施設としては、役場庁舎がある。これは、公共建築物の延べ床面積の構成比のうち 5.1%を占める。

主要公共施設等の整備状況については、村道上垣内立里線において縦続的に改良を実施しており、年々改良率が伸びている。

< 公共建築物の延床面積の構成比(施設分類別) >



(出典)野迫川村公共施設等総合管理計画

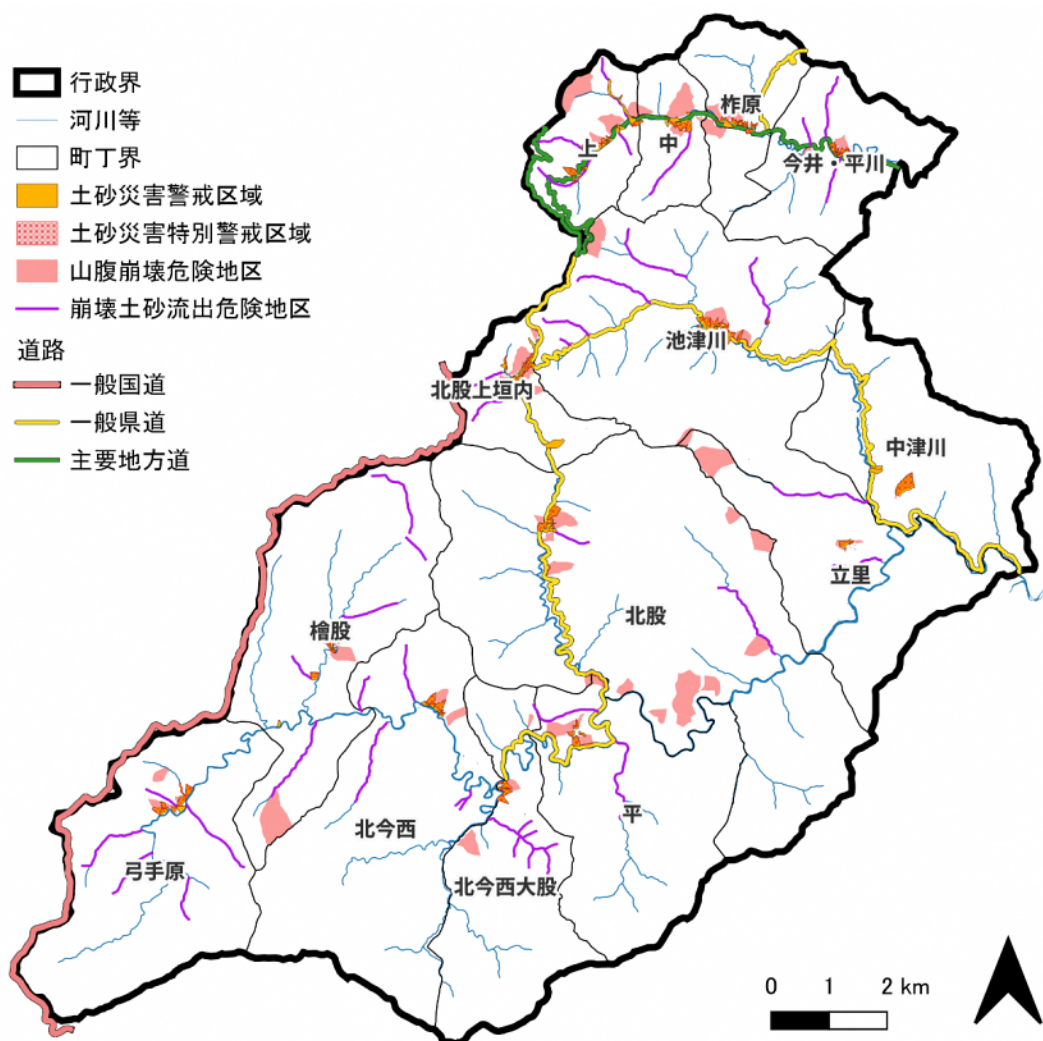
(3)災害リスク

峻険な山々に囲まれていることから、土砂流出の危険性の高いエリアが川・谷沿いを中心に散見される。

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)が109 か所指定され、うち94 か所が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されている。

過去に山崩れ・地すべり・土石流といった山地災害が発生した箇所、または発生した場合、人家・道路・公共施設等に被害を与える恐れがある箇所として、奈良県より山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区)が指定されており、山腹崩壊危険地区は56 か所、崩壊土砂流出危険地区は36 か所指定されている。

<災害リスクに関する分布>



(出典)国土数値情報、奈良県資料

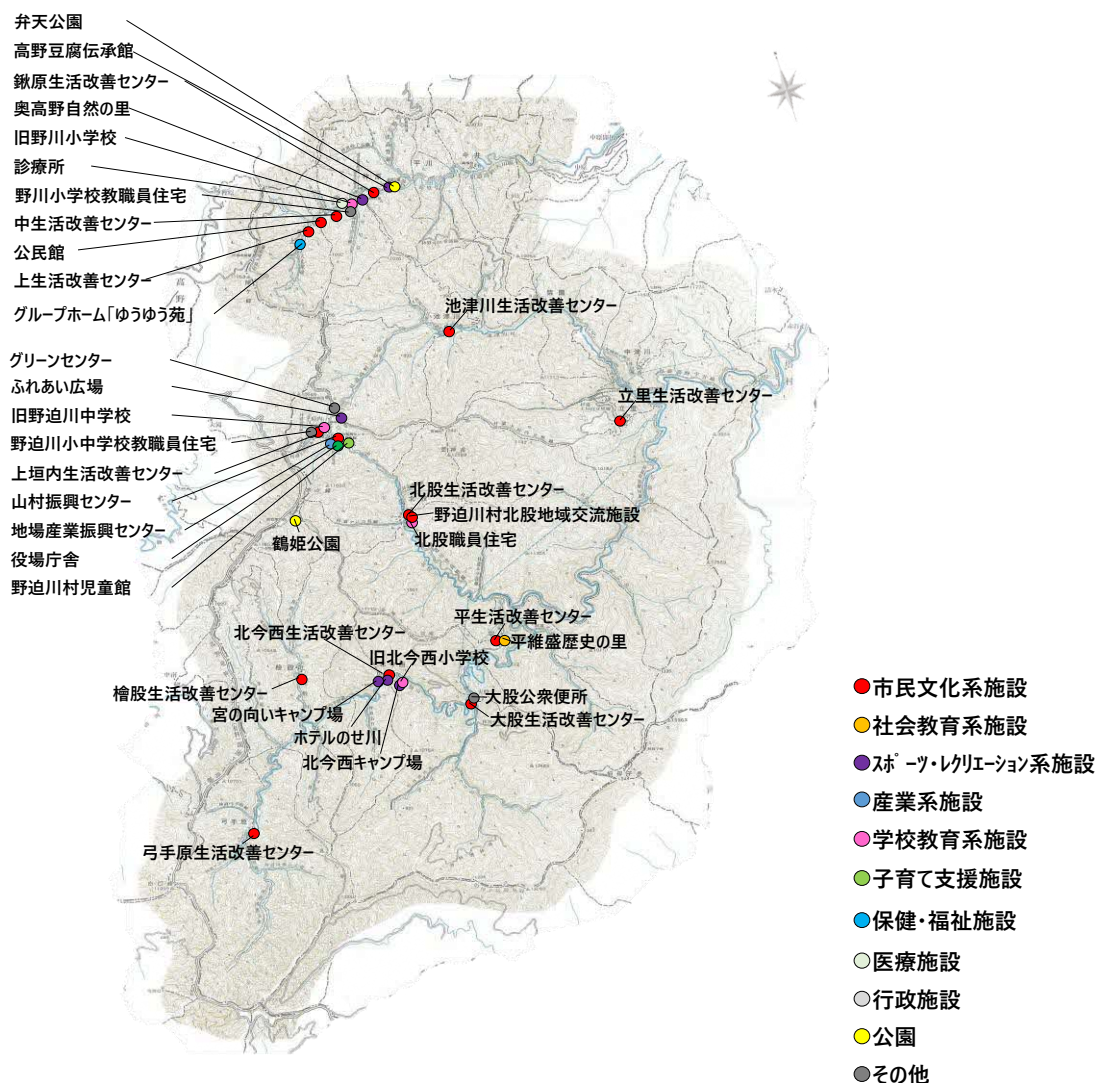
(4)地域資源

①文化・観光・交流

荒神社・野川弁財天は、古くから真言密教の総本山・高野山とゆかりがあり、奥高野と呼ばれ信仰の対象となっている。また、平地区には平維盛塚が残っているほか、南北朝時代に大塔の宮が陣を張ったと伝えられる陣ヶ峰がある。平成16年6月に、西南部を縦走する熊野参詣道小辺路が「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録され、世界的な規模で脚光を浴びている。

観光入込客数は安定しているが、そのほとんどが高野山からの立ち寄り型で、日帰りの観光が主である。

<地域資源>



(出典)国土地理院地図、奈良県資料

②産業・特産品

特産品は、豊富な森林資源と清流の恵みを活かして採れる、アマゴ、ワサビ、シイタケ、そうめん、凍り豆腐、常緑針葉樹のコウヤマキである。

本村のコウヤマキは枝が赤茶色という特色がある。墓参り等のお供えとして飾られることも多い。



アマゴ



ワサビ



素麺



凍り豆腐



シイタケ



コウヤマキ

3. 将来予測及び対応すべき課題

(1)SWOT 分析による課題整理

庁内ワークショップでの意見を踏まえ、村の現状や課題、村を取り巻く社会的な動向に関する意見を SWOT 分析表で整理した。

	プラス要因	マイナス要因
	強み(S)	弱み(W)
内的要因	○豊かな自然環境(水、雲海、ホタル) ○星空 ○ワサビやアマゴなどの名産品 ○平維盛の大祭 ○熊野参詣道小辺路 ○高野山へのアクセス ○堺市、大阪市へのアクセス ○無料送迎の買い物バスの運行 ○暮らしの豊かさ ⇒野菜の自給自足、山菜採り ⇒近隣との交流・物々交換 ⇒川遊び ○地域の絆、助け合いの強さ ⇒ほぼ村民全員が顔見知り ⇒集落内外問わず助け合いの精神 ○過ごしやすい環境 ⇒夏は涼しい ⇒静かな環境、マイナスイオンが多い ⇒信号が少ない ○スロヴァキアとの国際交流	○働く場所が少ない ○高校が村内にない ○生活が不便 ⇒交通機関が少ない ⇒道路状況が悪く、移動が大変 ⇒日用品の買い物・通院が不便 ⇒病院や薬など、緊急時に対応できない ⇒村内にガソリンスタンドが1軒のみ ⇒携帯のアンテナが立たない場所がある ○村外とのアクセスが悪い ⇒冬季は雪のためアクセスが減る ○高齢者の孤立 ○空き家の増加
	機会(O)	脅威(T)
外的要因	○熊野参詣道小辺路の世界遺産登録(2004年) ○コロナ禍のキャンプ需要の増加 ○コロナ禍のリモートワーク需要の増加 ○デジタル技術の活用 ○インバウンドの回復、大阪・関西万博の開催 ○(離島を除き)日本で人口が最も少ない村としてのネームバリュー	○災害の危険 ⇒台風、大雨、雪等による山腹崩壊の危険 ⇒地域内外の交通ネットワークに迂回路が少なく孤立の危険 ⇒ゲリラ豪雨も多い ○獣害 ○人口減少、高齢化

(2)土地の管理水準の低下による悪影響の整理

① 森林の管理水準の低下とそれによる地域への悪影響

村土のおよそ 97%を占める広大な森林面積に対して、林業の担い手が少なく、担い手の高齢化も進んでおり、すでに森林の管理が十分に行われていない現状がある。

被災リスクの高い林道や作業道は維持管理コストが高く、森林の地籍が整備されていないエリアも多く林道等の道路改良の障害となっている。また、森林の地籍が未整備であることは森林施業にも支障を生じている。

森林の管理や木材産業は厳しい状況にあり、将来的にもこのような管理水準の低下が続くことで、次のような悪影響が顕在化・深刻化することが懸念される。

- ・間伐が継続できず、桜や紅葉等の美しい景観が損なわれる。
- ・森林の水源涵養機能低下により、土砂災害等の災害リスクが高まる。
- ・土砂災害の発生により、雲海景勝地、ホタルの生息地といった地域の資源が変質する。
- ・ドングリ類等の野生動物の食べ物が減り、集落への獣害が増加する。
- ・森林による豊かな水資源が損なわれ、村の主要産業の1つであるアマゴ養殖やワサビ栽培の維持が困難になる。

② その他の土地の管理水準の低下とそれによる地域への悪影響

集落人口の減少・高齢化が進行し、空き家が増加しており、無居住集落も存在している。空き家を利活用しようにも、所有者が不明であったり、改修が必要であったりすることから十分に活用が進んでいない現状がある。

集落内には大規模な農地はないが、自家用などに利用している農地が点在しており、集落内の土地を管理する担い手が減った集落では放置により雑草等が生い茂っている地域もある。

サルやシカ、イノシシ、クマ等の目撃情報や農地の作物への鳥獣被害、道路の縁の掘り起こしによる損壊などの被害が増えている。

将来的にも人口減少、高齢化が進行する見通しであり、各集落の土地を管理する担い手の不足による管理水準の低下が続くことで、次のような悪影響が顕在化・深刻化することが懸念される。

- ・放置された宅地や農地での雑草や雑木の繁茂により、風景や生活環境が悪化する。
- ・村道や林道の往来が減り、路面の損傷が進む。
- ・倒壊の危険性のある空き家が増加し、治安を含めた生活環境が悪化する。
- ・簡易水道等の生活インフラを維持・整備する担い手が不足し、生活の維持が困難になる。

第2章 村土の利用・管理に関する基本構想

1. 村土の利用・管理のあり方

(1) 基本理念

第1章の村土の利用・管理に係る現状と将来予測を踏まえ、本村における土地の利用・管理の基本理念を以下のとおりとする。

今ある地域の特徴的な資源を計画的・戦略的に活用した
地域ぐるみの村土の利用・管理の展開

(2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、今後の村土の利用・管理を行っていく上で目指すまちづくりの基本目標を以下のとおりとする。

① 地域固有の資源を育む豊かな森林環境の保全

○村土の97%を占める森林地帯によってもたらされる自然・文化等の地域固有の資源を将来にわたって維持・活用していくために、森林の適切な管理・保全を図ることで、豊かな森林環境の未来への継承を目指す。

② 交流人口の拡大による地域の活力の維持

○自然環境をはじめとした地域資源を掘り起こし、最大限に活用を図ることで、新たな交流人口の創出・拡大を目指す。

○村の基幹的産業である林業や観光業の振興に資する土地利用により、新たな雇用・産業の創出を図ることで、地域産業の活性化を目指す。

○人口減少に伴い増加していく空き家については、戦略的に管理・活用を図ることで、観光資源や野迫川村らしいライフスタイルの創出、移住・二地域居住の促進を目指す。

③ 快適・安全・安心に住み続けられる集落環境の形成

- 人口減少下においても、日常生活に必要不可欠なサービスの確保を図ることで、村民が快適に暮らし続けていける地域づくりを目指す。
- 人口減少によって空き家・空き地化や農地の手入れ不足が進むことで生じる集落環境の悪化や、森林の手入れ不足によって生じる災害リスク増大への対策を図ることで、安全に暮らせる地域づくりを目指す。

2. 村土の利用・管理の方針

(1)森林

方針1 地域資源や集落環境の保全に資する森林の管理

[対応すべき課題]

- ・地域の重要な産業であるアマゴの養殖や代表的な特産品であるワサビの栽培において健康な森林を源とする水が必要不可欠であることや、安心・安全な集落環境の形成において山崩れや土砂流出を防止する森林の役割が重要である。
- ・そのような森林の防災、水源涵養、生活環境保全等の多面的な機能を維持していくために森林の適正な管理が必要である。
- ・また、森林の有する防災、水源涵養等の機能維持の観点から、それらの機能を阻害しかねない想定外の開発行為を防止する措置を適切に講じていくことが必要である。

[対応が求められるエリア]

- ・土砂災害や山腹崩壊などの災害リスクが高い森林
- ・水源など集落周辺の生活環境の保全に重要な役割を果たす森林
- ・保安林や国定公園等に指定されている森林

[必要な措置の概要]

- ・人工林から針広混交林への転換など管理に要する労力やコストの低い森林の育成
- ・ICT 等の新たな技術を活用した森林管理や整備システムの構築
- ・集落への鳥獣害被害を抑制するための緩衝帯機能を有する森林づくり

コラム：混交林誘導整備事業

- 野迫川村では県の森林環境譲与税を財源として新たな取り組みとして、森林の防災力強化を図るため新しい知見に基づいた「混交林誘導整備事業」を実施
- スギ・ヒノキ人工林の施業放置状態の解消に努め、更には針広混交林に誘導することにより、施業放置林の公益機能の維持・増進を図るとともに、将来的に手間のかからない森林を育成することを目指す



方針2 産業・雇用の維持に資する生産の場としての森林の利用・管理

[対応すべき課題]

- ・村の重要な産業である林業の振興に資する森林の有効利用と管理が必要である。
- ・他業種等との連携による 6 次産業化や新たな付加価値の創出に向けて、森林資源の利用の拡大を進めることが必要である。
- ・産業としての林業を維持するため、林業従事者の所得向上や福利厚生の充実など、林業の担い手の育成・確保に向けた取組が必要である。

[対応が求められるエリア]

- ・林道からの距離や傾斜などの生産性・経済性に優れた条件を持つ人工林を中心とした森林

[必要な措置の概要]

- ・伐採・搬出作業の効率化に資する林道・作業道の計画的な整備・維持管理
- ・スギやヒノキなどの優良な木材となる森林の整備・保全
- ・作業の効率化・生産性の向上に資する ICT 等の新たな技術の積極的な導入
- ・コウヤマキやタムシバ、クマノザクラなどの地域特有の木材を活用した加工品等の高付加価値商品の開発
- ・間伐材を活用した木質バイオマスなど、林地未利用材を活用した産業育成
- ・特産品のしいたけ栽培に適したほだ木の原木の森林整備

コラム:薪ボイラー導入による地域内エコシステムの構築

- 林業再興と森林の若返りをいかに図っていくかが喫緊の課題
- 薪ボイラーの導入により、森林資源を地域内で持続的に循環させる仕組みを構築するとともに、単発的な施業ではなく、計画的で適正な素材生産を推進
- 化石燃料からの脱却による脱炭素化と地域内経済循環により、地域内で新たな仕事を生み出し、雇用創出にもつなげていく予定



方針3 にぎわい創出に資する観光・交流の場としての森林の利用・管理

[対応すべき課題]

- ・村内には弘法大師にまつわる立里荒神社や世界遺産である熊野古道小辺路など、広域から観光客を呼び込む資源があり、周辺の森林景観を含めて地域の重要な観光資源となっている。
- ・森林保全団体 more trees と「森林保全および地域活性化に関する連携協定」を締結したことも契機として捉え、観光・交流の活性化に向けて、様々なステークホルダーとの連携を強化し、地域の豊かな森林・自然資源を積極的に利用していくことが必要である。

[対応が求められるエリア]

- ・景観、環境教育等の観光資源となる天然林を主体とした森林
(世界遺産・熊野参詣道小辺路につながる参詣道・林道沿道の森林など)

[必要な措置の概要]

- ・魅力ある自然景観を有する天然林の保全・育成
- ・既存の観光施設と連携したレクリエーションやレジャーなどのメニューの整備
- ・天然林を活用した体験型の環境学習などのメニューの整備
- ・民間企業の CSR 活動との連携など民間資金を活用した森林整備

コラム:森林保全及び地域活性化に関する連携協定

- 野迫川村は、令和6年10月2日に一般社団法人 more trees(代表:隈研吾氏)と連携協定を締結
- 「都市と森をつなぐ」をテーマに、多様性のある森づくり、木材及び林産物の生産及び活用促進、人材育成及び交流などにおいて連携を図っていく予定



方針4 人口減少下においても持続可能な森林の管理

[対応すべき課題]

- ・森林の管理の担い手や後継者が不足する中では、すべての森林を同様に管理し続けることは困難であり、産業や集落環境に悪影響を与えない範囲で最小限の管理など効果的、効率的な管理が必要である。

[対応が求められるエリア]

- ・方針1～方針3に該当しない森林

[必要な措置の概要]

- ・地籍調査や森林境界の明確化などによる所有者不明土地の発生防止
- ・所有者や集落による管理体制の構築
- ・災害危険個所の把握と定期的な点検の実施

コラム:森林地番図作成業務

- 所有者や境界線の確定につなげるため、令和2年度より境界や地番、土地所有者等の情報をまとめた「森林地番図」の作成を開始
- 公図や土地登記簿等を基に、リモートセンシング技術を用いて作成
- また令和5年度から、森林経営管理法に基づいて行った森林所有者の意向調査結果と、作成した森林地番図とを紐づけ、GIS（地理情報システム）上で可視化する作業も進めている。



(2)農地を含む集落等

方針1 持続可能な集落環境・基盤の再構築

[対応すべき課題]

- ・村の財政・人材状況や人口動向の将来予測を視野に入れ、各集落人口動向やアクセスのしやすさを考慮し、今後も居住地として維持・活性化させていくエリアを想定し、持続的かつ効率的な道路、橋梁、上水道等のインフラ施設や情報通信網の維持・補修を検討していく必要がある。
- ・今後も居住地として維持・活性化させていくエリアにおいて、将来にわたって日常生活に必要なサービスの維持や活力の創造を図っていくために、中心的な集落における集約的な活性化と集落間のネットワーク化を図っていく必要がある。

[対応が求められるエリア]

- ・公共交通網沿線に位置する比較的活力のある集落圏と各集落圏の中心集落

[必要な措置の概要]

- ・各生活圏の中心集落に対する日常生活サービス機能の立地の維持・促進
- ・中心集落間や村外との交流・連携を支える交通ネットワークの維持・強化
- ・ガソリンスタンドの経営や買い物バスの運行など生活インフラ機能を維持する第三セクター等の体制構築

コラム:携帯電話の不感地域解消

- 携帯電話は安全安心確保の面から不可欠な通信インフラである一方、村内キャリアにより通信できない地域や携帯電話が使えない地域が存在
- しかしながら、地理的条件や採算上の理由から携帯電話のエリア化が進んでいない状態
- そのため、補助事業を活用し、携帯電話のエリア化を図っていく予定
- また、総務省に対して、補助の拡充及びキャリアへの働きかけの要望を行っている



方針2 交流・移住促進に資する空き家・農地の利用・維持管理

[対応すべき課題]

- ・今後も発生し続けることが見込まれる空き家について、適切に維持・管理、活用できる仕組みづくりが必要である。
- ・また、比較的状态や立地条件の良い空き家は、地域の活性化に向けて、二地域居住を含む移住の促進や滞留・宿泊型の観光・交流産業の促進への利活用を積極的に図ることが必要である。

[対応が求められるエリア]

- ・活用促進が図れる空き家や空き地、農地のある集落

[必要な措置の概要]

- ・野迫川村空き家対策計画に基づいた空き家等の適切な管理
- ・野迫川村空き家バンクの拡充など、空き家活用に向けた支援体制の充実
- ・飲食店起業などのスタートアップ支援など空き家利活用したビジネスモデルの整備
- ・移住・二地域居住促進に向けた野迫川村らしいライフスタイルの発信
- ・移住・二地域居住希望者の居住ニーズに対応した空き家・農地の利活用
- ・耕作を続ける農地の維持・管理

コラム:移住定住促進施設「ぶなの森」

○野迫川村での生活に興味を持っている人に対して、野迫川暮らしのイメージをもってもらい、移住定住に必要な情報を集めるための拠点として利用可能



■施設概要

体験宿泊室	3部屋(1LDK×1、1DK×2)
利用対象者	野迫川村以外に住所があり、本村への移住等を考えている人 ※観光・避暑等の目的では利用不可
利用期間	原則として、連続する2日以上30日以内で宿泊での利用に限る

方針3 無住化を見据えた集落の管理

[対応すべき課題]

- ・一部のアクセス条件等の厳しい集落においては、特に人口減少と高齢化が進んでおり、無住化後を想定した計画的な管理の縮小・転換を検討する必要がある。
- ・一方で、将来的に集落を閉じることを視野に入れながらも、住み慣れた地域で自立的な生活を続けたいという住民のニーズに対応した総合的な支援を講じる必要がある。

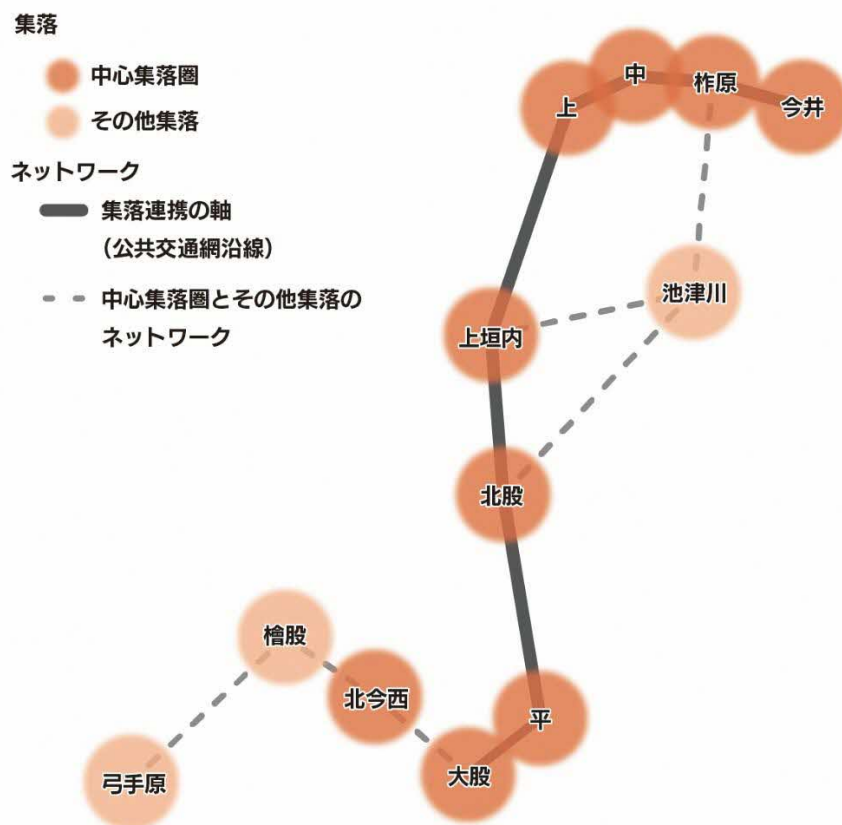
[対応が求められるエリア]

- ・いずれ無住化する可能性がある集落

[必要な措置の概要]

- ・集落の無住化の可能性も考慮した、土地の管理体制の構築
- ・道路・水道・電力・通信等インフラの管理体制・管理水準の検討と実践
- ・高齢者の見守り等、セーフティネットの構築

<方針1 集落圏とネットワークのイメージ>



第3章 野迫川村管理構想図

1. 管理構想図とは

「第2章 2. 村土の利用・管理の方針」において示した、方針や対応すべき課題、対応が求められるエリアに沿って、管理すべき区域を地図として見える化したものである。

2. 区域設定の考え方

森林及び集落における管理すべき区域の検討・抽出にあたり、法的な位置づけや関連計画等の考え方に沿うとともに、“want”, “can”, “should”の視点※からゾーニングを行い、区域ごとに土地の利用・管理を推進する。

※want、can、should の視点については森林及び集落のゾーニングフロー図に記載

(1)森林の区域設定

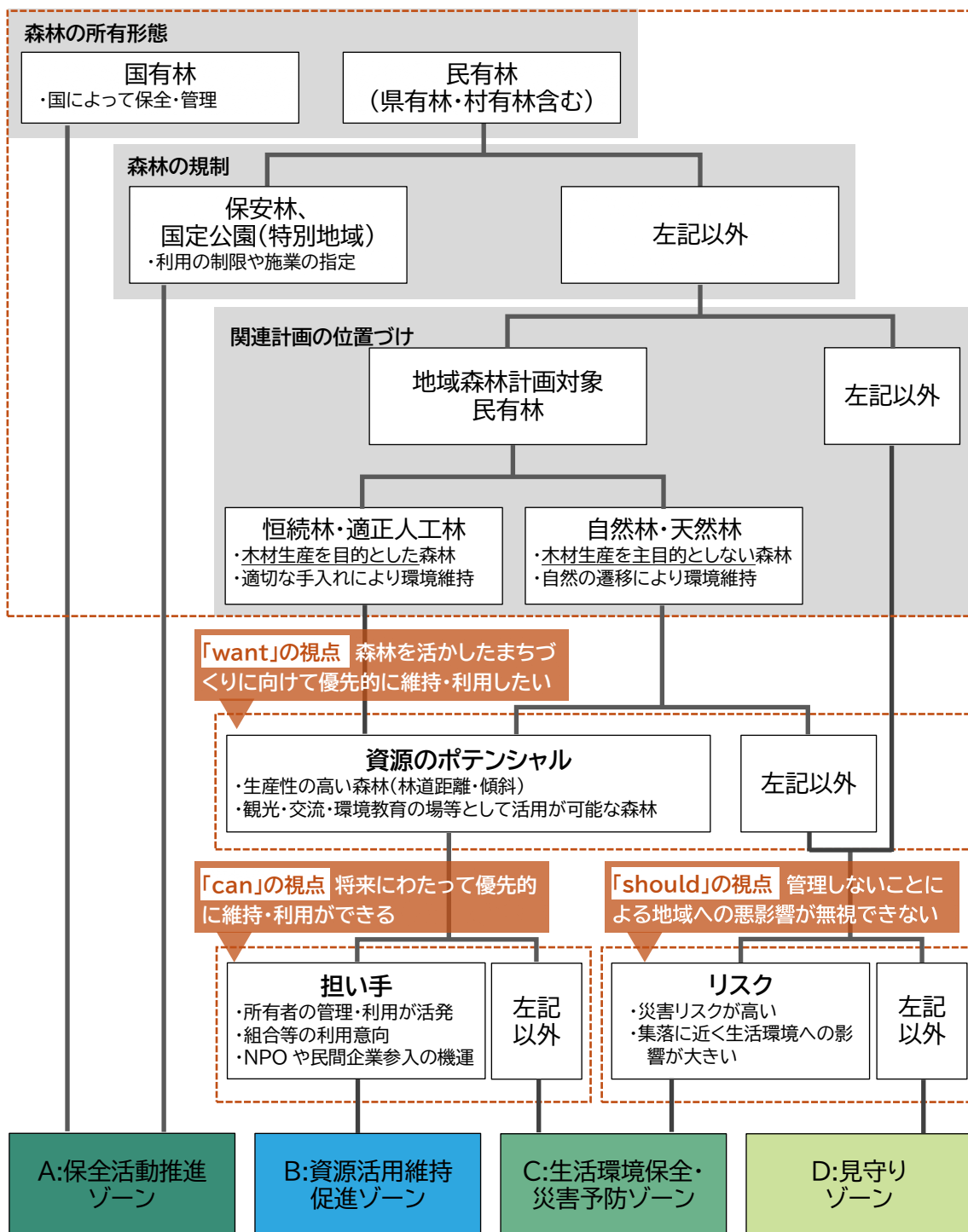
村内の森林を以下の4つの区域にゾーニングする。

<森林の各ゾーンの利用・管理の方向性・方針との対応>

高 ← 管理の優先度 → 低				
	A 保全活動推進 ゾーン	B 資源活用維持 促進ゾーン	C 生活環境保全・ 災害予防ゾーン	D 見守り ゾーン
利用・管理 の方向性	森林の有する多面的機能が発揮するよう保全	地域産業振興に向け積極的に活用	生活環境保全、災害予防のための手のかからない方法での管理	必要最小限の管理
村土の利用・管理の方針	方針1	○国や県による適切な管理	○管理に要する労力やコストの低い森林の育成 ○森林管理や整備システムの構築 ○緩衝帯機能を有する森林づくり	
	方針2	○林道・作業道の計画的な整備・維持管理 ○優良な木材となる森林の整備・保全 ○地域特有の木材を活用した加工品等の高付加価値商品の開発 ○林地未利用材を活用した産業育成 ○しいたけ栽培に適したほだ木の原木の森林整備		
	方針3	○天然林の保全・育成 ○レクリエーションやレジャーなどのメニューの整備 ○体験型の環境学習などのメニューの整備 ○民間資金を活用した森林整備		
	方針4			○所有者不明土地の発生防止 ○所有者や集落による管理体制の構築 ○災害危険個所の把握と定期的な点検の実施

<森林のゾーニングフロー図>

前提条件(他計画との整合等)



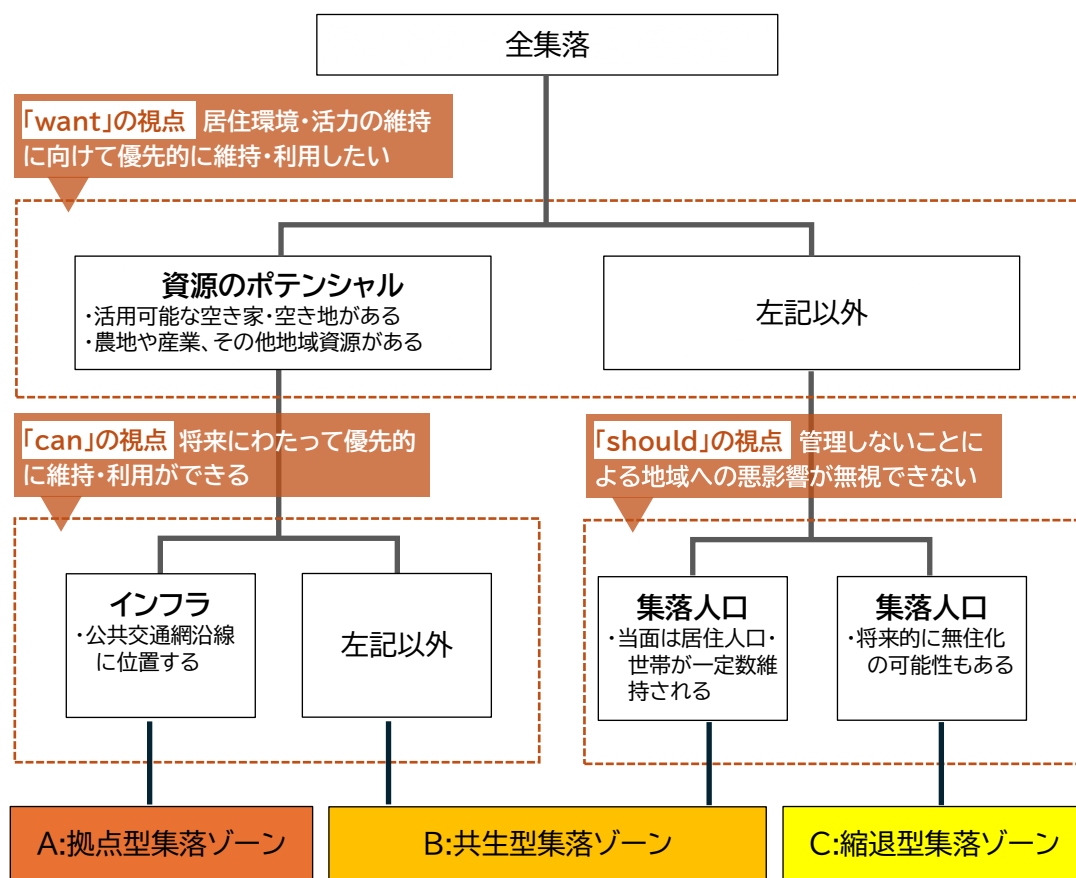
(2)集落等の区域設定

村内の集落を以下の3つの区域にゾーニングする。

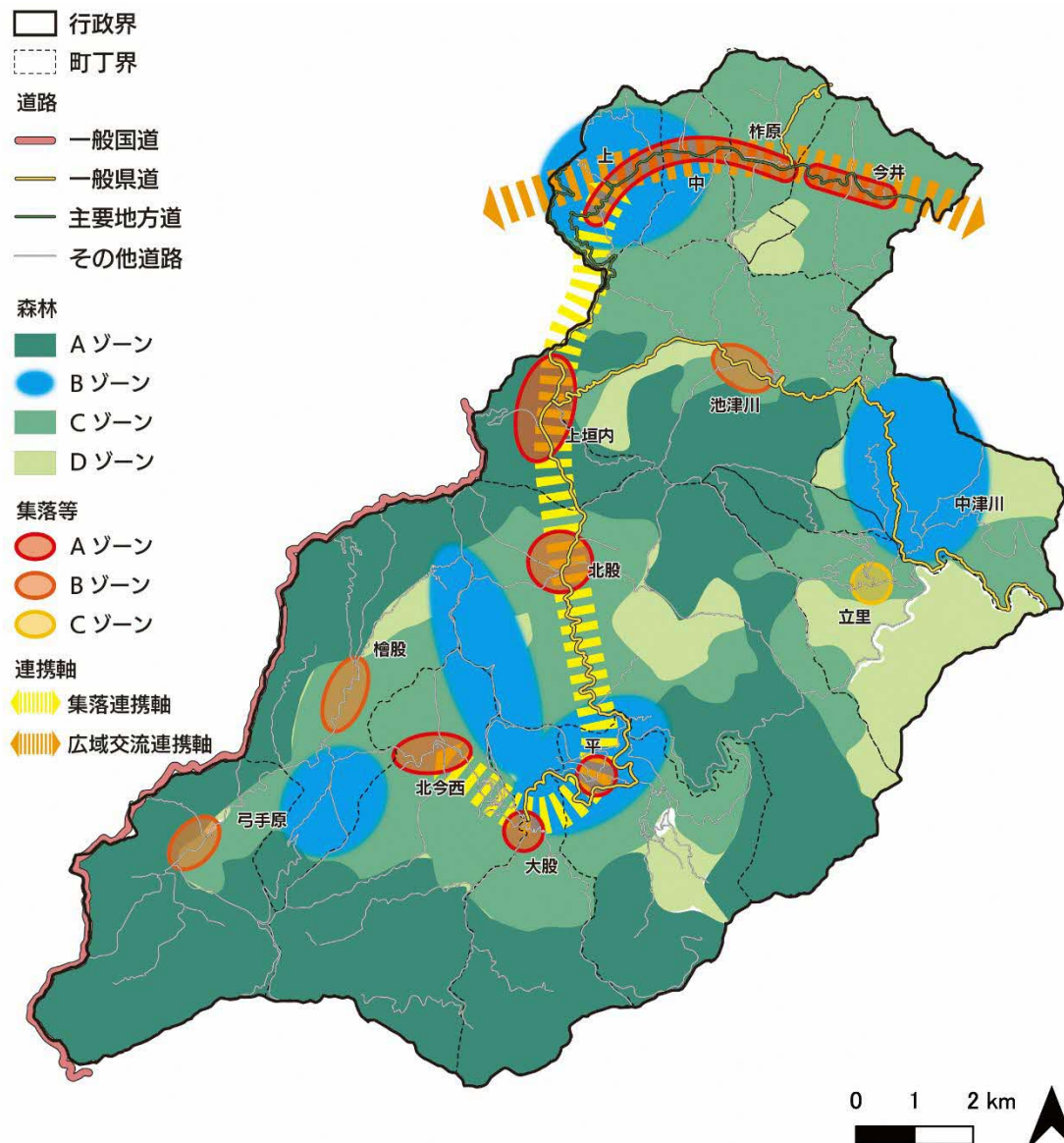
<集落等の利用・管理の方向性・方針との対応>

高 管理の優先度 低 			
	A 拠点型集落 ゾーン	B 共生型集落 ゾーン	C 縮退型集落 ゾーン
利用・管理 の方向性	村内の各生活圏の中心的な集落として、都市機能の誘導や空き家活用等による移住促進や集落の活性化を推進	拠点型集落との連携を深めながら、集落の暮らしを維持する	当面の居住を維持しながら、将来的な無住化を視野に入れた計画的な管理の縮小・転換を検討
村土の利用・管理の方針	方針1	○各生活圏の中心集落への日常生活サービス機能の立地の維持・促進 ○中心集落間や村外との交流・連携を支える交通ネットワークの維持・強化	○ガソリンスタンドの経営や買い物バスの運行など生活インフラ機能を維持する第三セクター等の体制構築
	方針2	○空き家等の適切な管理 ○空き家活用に向けた支援体制の充実 ○空き家利活用したビジネスモデルの整備 ○移住・二地域居住促進に向けた野迫川村らしいライフスタイルの発信 ○移住・二地域居住希望者の居住ニーズに対応した空き家・農地の利活用 ○耕作を続ける農地の維持・管理	
	方針3		○集落の無住化の可能性も考慮した、土地の管理体制の構築 ○道路・水道・電力・通信等インフラの管理体制・管理水準の検討と実践 ○高齢者の見守り等、セーフティネットの構築

<集落等のゾーニングフロー図>



3. 野迫川村管理構想図



第4章 構想の実現に向けて

1. 構想の評価と見直し

社会経済情勢の変化や総合計画等の上位計画・関連計画の策定や見直しの状況等を踏まえ、必要に応じて本構想の内容の見直しを行う。

2. 推進体制

(1) 国・県及び近隣市町との連携

本構想に示す取組を効率的かつ効果的に進めていくため、国、県、近隣市町村及び関係機関との連携の強化を進める。

(2) 新たな形態による管理・運営組織の構築と活動の推進

今後の野迫川村の集落機能等を維持・向上させていくために、令和6年3月に一般社団法人 のせ川くれよんを創設。現在、「村内唯一のガソリンスタンドの経営」と「担い手が退出したコウヤマキの栽培と販売」を手がけているところであるが、今後は、

- ① 地域おこし協力隊等による特産品開発
- ② 観光資源の利活用や交流人口増加に結び付く取り組み

なども検討する予定。

この活動は、今回策定した野迫川村管理構想にも影響すると見込まれ、今後、定期的に行う野迫川村管理構想の見直しの際に、必要に応じて反映していくこととする。